

第 10 回農業委員会議事録

日 時 平成 29 年 10 月 26 日(木) 午後 1 時 30 分～

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎
・谷上政広・日高和代・日高憲治・松元秀明・上村正行
事務局 ・橋口・阪元

議 題 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 40 号 農用地利用集積計画承認の件（利用権移転・利用権設定関係）

議 題 議案第 41 号 農地法の適用を受けない土地の証明について

その他

事務局	ただ今から、第 10 回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を日高委員と上村委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>今回、議案第 38 号の前に追加議案である議案第 42 号を先に検討したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>追加議案の説明ですが、農振の変更と理由です。</p> <p>まずお詫びと説明をさせていただきます。</p> <p>なぜ、こういう事になったかという、昔、地番管理から図面管理になりまして、図面からGISに移行した際に、色塗りが間違っていたと、いうのが主な要因であります。で、色塗りが通常であれば青地な所をGIS上では白地になっていて、うちの方で農振除外をしました。今回、現実的に今からこれを戻すという事はなかなか不可能な問題でありまして、この分につきましては、是正をお願い出来ないかという事で、県の指導を仰ぎながら是正をさせていただきたいと思います。</p> <p>(所在地) 綾町大字南俣字大谷・・・ 畑 1,442 m² (申請者) ○○○ (変更理由) △△△</p> <p>(所在地) 綾町大字北俣字前平・・・番外1筆 畑 869 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 資材倉庫・資材・機材置場・倉庫・車両回転スペース等</p> <p>(所在地) 綾町大字北俣字中迫・・・ 山林 1,335 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 植林(杉)</p> <p>(所在地) 綾町大字北俣字野首・・・ 宅地 520 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 一般個人住宅</p>

(所在地) 綾町大字入野字小峯・・・ 田 1,480 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 植林 (クヌギ)

(所在地) 綾町大字南俣字星原・・・ 雑種地 1,403 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 重機置場・建設資材置場・休憩所・残土・通路・大型車の回転広場

(所在地) 綾町大字南俣字豆新開・・・外1筆 雑種地 5,943 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 工場立地法施工規則に基づく緑地

(所在地) 綾町大字入野字月ヶ平・・・ 宅地 765 m²の内 500 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 一般個人住宅

(所在地) 綾町大字入野字前平・・・ 田 2,569 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 賃貸住宅・通路・駐車場

(所在地) 綾町大字入野字川久保・・・ 宅地 611 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 一般個人住宅

(所在地) 綾町大字北俣字中島・・・ 宅地 653 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 一般個人住宅・農機具置場・駐車場

(所在地) 綾町大字入野字北ノ園・・・ 畑 2,484 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 木材置場・足場置場・型枠置場・砂・砕石置場・通路
大型車の回転広場

(所在地) 綾町大字入野字踊場・・・ 外2筆 田 3,335 m²

(申請者) ○○○

	(変更理由) 牛舎・堆肥舎・運動場
会 長	議案第 42 号について、事務局より説明がありましたが、これはどうしてこうなったの？
事務局	パソコン上に移し替えした際、青地の所を白地にしていて、土地の所有者がそれぞれ白地として利用してしまった結果です。基本的には、計画を変更せざるを得ないです。
会 長	今説明があった通りですが、この件について何かご質問はありますか？
徳弘委員	これから、こういった事案は出てくる可能性はあるのですか？
課 長	はい。こういった事案がないように、現在、パソコンと字図とをチェックいたしまして、農振の計画につきましては、5 年に 1 度の見直しの特管としまして、全てを整えています。従って、このような間違いは発生しないと思っています。
野村係長	農振を担当している野村です。今、課長からあったように、紙ベースの図面管理からGISへ乗換えを5年位前にしていたのですが、それ以降、紙ベースとGISが不一致のまま運用をしてきました。県からの指摘もあり、1筆ごとに筆があっているのか整合性がとれるよう作業をしています。それに併せて、現地の方も確認しておりますので、今回、不一致の方が13件という事で、その後も確認しておりますので、若干、転用している所もあるようなので、今年度までには、現地調査も含めて見直しをしますので、若干、今後出てくる可能性はあります。
会 長	今回、許可をしないとイケないのだろうけど、次回また出てきた時、また許可をしないとイケないの？
課 長	県の指導を仰ぎながら、1筆調査を行い、調査を進めております。こういう問題が発生しないように対処しております。

徳弘委員	はい。現状で宅地なり、それはしょうがないのだろうけど、植林になっている所は、前のままの畑なり田のままでいいのでは？ 最初の〇〇〇さんは、現状は畑になっているけれど、植林されているけれど畑なの？
事務局	いえ。植林をしているので、山林ですね。実はこれ、白地とっていて転用許可を出しています。県の許可ももらっています。不一致に気づかず白地として対応しているので、地権者の方は宅地にした り植林したりしており、うちとしても許可を出しているので。例えば3番目は〇〇〇さんとなっておりますが、図面を見ると△△△さんになっています。これは、すでに平成17年頃に売買されています。 です。すでに違う人のものになっている場合もあります。
谷上委員	じゃ、本人は青地と思っていたのに白地といわれたから宅地にした可能性もあるの？
事務局	そうですね。システム上、白地だったので、転用をあげたと。 11番目の■■■さんですが、ここは区画整理した土地です。そこに既に宅地として転用がおりているという事です。
徳弘委員	これはいつくらいに転用したのですか？
野村係長	これは、平成28年の2月の農業委員会にあがって、転用しています。
前平委員	転売されていれば白地の値段で売られているの？
事務局	宅地で売買なら宅地の値段ですね。5条申請の場合。
徳弘委員	一番気になるのが、一番、最後の〇〇〇さんですが、補助事業も入っていると思うのですが、それでも解らなかったの？
野村係長	〇〇〇さんについては、用途区分の変更をお願いいたします。農振の除外ではなく、用途区分の変更。農業施設用地に変えたいと。農振の除外ではないと。
徳弘委員	それでは、これはそのままという事だね。ここは勿論、畑菅も入っ

	<p>ているところだよね。</p>
課 長	<p>牛舎が建っている所は非農用地設定で、土地改良区も 1,000 m²未満の用地なら、非農用地設定という形で牛舎を建てた経緯があります。その後の2筆については、用途の変更という事です。</p>
前平委員	<p>これは、一番、古いので何年前くらいですか？</p>
野村係長	<p>一番古いのが、平成13年5月の農業委員会となっております。この当時はGISがなかったので、図面の見落としだと思います。</p>
徳弘委員	<p>それでは、7番目の□□□ですが、駐車場はそのまま、2筆だけが白地になっていたという事ですね。</p>
野村係長	<p>この□□□につきましては、□□□造側の半分が既に農業用用地ということで、農振除外を出しておりまして、ハウスの切れ間があるのですが、そこからが農業用用地となっております。北側の2筆分が農振のままかぶっていたという事で、この部分を工場の緑地分という事で、転用の申請があがって許可が出ました。東側の駐車場はすでに、なっております。</p>
会 長	<p>外に何かご質問はありますか？ 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 では、次の案件をお願いします。</p>
課 長	<p>はい。次は前回の農業委員会で再考という事で、該当者が○○○さんという事で、集落接続の農振除外という話だったのですが、基本的に県とのやりとりで、補助整備地区の端にあたる所で、既に綾町では3件、農業委員会では了承を得ているが綾町の考え方はどうなのかと聞かれています。今回の○○○さんの案件が駄目だという話になれば、うちが許可した3件は見直しの必要があると。我々としても、そういった案件については慎重にしてきたつもりはあるので</p>

	<p>すが、既に許可された3件の実績をもとに、今回のさんに関しては、集落接続が正しいのではないかと県の方から再三言われました。で、ここで再再考という形になるのですが、皆様方のご意見をいただきまして、確かにそこを許可することにより、隣も隣もと農振の除外が出てきて転用がされるのではないかという一つの不安材料があるのですが、基本的には集落接続という事で、許可していいよという法律の範囲内ではあるという事をご理解していただいた上で、再再考を是非お願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>この件は2回ほど議案にあがり、どちらも否決という事だったので、再度、みなさんで検討してもらえたらと思います。県の方は許可済という事です。今、課長から説明があった通り、3件は許可されています。その案件も白紙になるのではとっております。この案件については、慎重に審議していきたいと思います。</p>
岡元委員	<p>県はこの頃、そういった方向で考えているの？</p>
課 長	<p>いえ。以前からです。法律の範囲内で許可できると。今回、うちがあげている部分に関しまして、既に3件ほど許可しているじゃないかという事で、今回駄目だという事になれば以前許可している3件も駄目じゃないかと。いったい綾町の姿勢としてどちらが正しいのかと言われていきますので、そこも含めてお願いします。</p>
徳弘委員	<p>その3件とはどこですか？</p>
事務局	<p>例えば、先程の■■■さん。本来ならここは白地であっても、1種農地で許可ができないのですが、集落接続という事で許可しているみたいです。</p>
徳弘委員	<p>それなら、白地も青地も関係ないことになりますよね。</p>
事務局	<p>集落接続と言う例外規定があるので、農業委員会では許可をしました。その他にも例外はあるのですが、基本許可は出来ません、でも、集落接続なり、例えば既存の施設の拡張等は大丈夫ですよ、という細かな規定があります。</p>

谷上委員	集落接続の規定というのは、どこを見ていうの？道路を挟んでも集落接続とか？
課長	県の見方は、道路を挟んでも集落接続になるという事です。
谷上委員	私達が判断するのに、そこを明確にしないと、ここはほぼ地区になっているから集落接続でいいのだ、とか。県が見るのと私達が見るのとでは感覚が違う場合もありますよね。これからも似たような案件が出るかもしれない。集落接続という明確な判断の仕方を今回の案件を糧に、農業委員会で考えないといけませんよね。
事務局	この集落接続とか、分断するのは川だったり、国道だったり、そういうもので分断されると、向こう岸が集落であっても、集落接続とはいえないです。
谷上委員	じゃ、国道は駄目だけれど、市道や町道はいいってということ？
徳弘委員	だから、さっき言った〇〇〇さんと同じ考えで、一番東側だからいいと。そしたら、真ん中にしか土地がない人は、前に家があるからいいでしょうということですよ。
前平委員	あその前にあるのは保育園で住宅ではないので、という事だったのでしょ。
谷上委員	〇〇〇さんを許可すれば、〇〇〇さんの隣もなるよね。
事務局	そういう懸念はあるのですが。
徳弘委員	そのライン引きを、どう県も納得させてくれるかだよ。
谷上委員	もし、その土地を持っている人から相談があった時に、私達はその人にどう説明すればいいか決めておかないと、あそこはいいけど、ここは駄目だと。なぜここは駄目なのかを私達も知っておかなければいけないし。
事務局	そうですね。

前平委員	あと、優良農地でも集落接続になれば許可が下りるとなれば、農業委員会というのは何を守るのですかね？
事務局	勿論、優良農地を守るというのも仕事であり、許認可という判断は非常に重要なことだと思うのですが、我々は農地法という法律に従って、判断していかないといけないのかなど。農地法で許可しているのを、駄目だというには、こちらとしても理由があります。優良農地を守るだけではなくて。勿論、優良農地も守らないといけないのですが、今回反省したのは、事前に町と県とでやり取りをする中で、その前にワンクッション農業委員会が入っていれば、もっと慎重に審査が出来たのではないかと思います。県と町が判断するには、あそこは許可してもいい、転用は可能ですという判断に至り、その後農業委員会にきたので、皆さんの意見を聞く前だったので。
徳弘委員	すべての案件をそうやって処理しているの？県とすりあわせをして、農業委員会にかけるという事ですか？
会 長	この案件は〇〇〇さんが直接、県の方へ相談しています。
事務局	それもあるのですが。
徳弘委員	それは、1度目が否決されたからですよ。今、事務局が言うのは、前もって県と町が協議をして、それから農業委員会に話をする形だよ。今回の事だけではなく、他の案件の時にもそういう事をしているか話を聞きたいのだけれど。
課 長	勿論、今重要なポイントは農振の考え方が直接、農業委員会にあがって来ない。農振は農林振興係の方で処理するので、連携はしているのですが、噛み合わない時もあります。そこは、是正も含めながら、うちの農林振興課としてやっていく考えで、これから先進めさせてもらおうと考えています。今回こういった部分は見直し等ありますので、全ての市町村に基づいてやるという事、許可の部分については、農林振興係の方でやっている関係で、県とのすりあわせで、うちの方から県に依頼して、県も一度、現場に行っています。それを見た上で、これは集落接続が出来るから可能ですよと、いう意見

	<p>をいただき、その意見をいただいた上で皆さん方にご提示した。そうしたら、色々な懸念が出てきて、農業委員会としては否決でしたと、県に報告をしたのですが、県としては以前の許可した3件は何だったのかと。許可してある3件を修正しないとイケませんという話になっています。但し、3件につきましては、既に宅地が建っていたりしますので、難しいと。非常に悩ましい問題ではあるのですが、ご理解を戴いて進めていけたらと思います。</p>
会 長	<p>前の3件は許可して、今回は駄目というのは難しいね。</p>
徳弘委員	<p>一つ気になるのは、■■■の隣の駐車場ですが、あれはそういう言い方をせず、公共施設だからそのまま出来るという言い方をしたじゃないですか。だったら当時もそういうやり方で出来たはず。その辺は統一したやり方をしないと農業委員会の意味がなくなりますよ。</p>
事務局	<p>その点に関しましては、お詫び申し上げます。今後については、GISをきちんとしたものにする。基本に基づいて進めていかざるを得ないと思います。というのが、担当、担当で県に問い合わせをして、県も担当によって対処が違ふと。そういった事で後は文書化をする必要があるように思えます。そこは少し時間を戴いて、善処していきたいと思います。</p>
谷上委員	<p>じゃ、いま許可するとした時、集落接続地は認めるという事になるのですか？</p>
会 長	<p>その辺は、事務局で整理しないとね。</p>
事務局	<p>これは、法律上で合法なのです。ですので、訴訟問題になったら、我々は負けてしまう事になります。法律に基づいた中で対応するしかありません。</p>
上村委員	<p>ちょっといいですか。今、事務局が法律と言われましたが、そこを許可した場合、周りも申請したとき許可を出さないと法律上駄目ということですか？農業委員会が駄目だと言っても。そんな風にしか聞こえないから。</p>

野村係長	<p>いいですか。農業委員会の転用の手続きが、今、言われている用件をだされれば許可しないといけない。本来なら、農振地がかぶっている所は、まず、農振を外して許可をもらって転用するという順番になるのですが、農振を外す、外さない。という所で、今まで順番があべこべで、今回のような問題が発生していると思うのですが、本来の流れからいうと、県にここを除外して下さいという申請が、役場に上がってきました。事前協議というのが県にあります、事前協議の前の協議というのがあります。そこで転用できるか県に相談をします。で、ここだったら転用できるのではとなった時、事前協議をします。事前協議をする前に農業委員会の意見を聞くという手続きがあります。農業委員会と農協と土地改良区。こういった所に農振を外していいかどうか、意見聴衆というのがあります。そこで、ここは優良農地だから守ってもらいたいという意見を農業委員会から上げていただければ、町内で協議する。そこで、農振を外すかどうかで協議し、農地を守ります。これが、正常な流れになります。だから、今までそういう正式な手続きがなかったので、役場の方もこれからは、善処して対応していきたいと思います。</p>
課 長	<p>今、野村が言ったような手続き上の話なのですが、これがなされずに情報が前後し、こういうようなことが生じております。</p>
上村委員	<p>個人的に、〇〇〇さんの息子の家に許可してもいいと思っていますが、農業委員会的にどうかと思って。</p>
松元委員	<p>前例の3件も、結局間違えであったという事ですか。</p>
課 長	<p>同じようなやり方ですね。今、現状でやっている所が間違えでした。</p>
松元委員	<p>前例の3件があるからと、許可をしていくと、3件のことがあるからとずっとこれからなるよね。</p>
徳弘委員	<p>どこでもなるということだよ。前例をだせば。</p>
課 長	<p>3件は間違えではないです。この法律から言えば。ただ、順序があべこべだったと。</p>

徳弘委員	県と事前に話して、県が許可を出すなら大丈夫だろうという事ですよ。ただ、農業委員として、青地の中には家は建てられないとして私達の記憶にあったから、今までは。だから、急になぜ許可を出していくのか、農地法の改正でそういう許可が出ているのであればわかりますが、今までは厳しくしていて、データ上のミスで許可したので、その流れでこれも許可しましょうというのは、少し違うと思います。農業委員会がずっと否決してきたのはそこだと思います。
課長	今回の件につきましては、GISの移行部分が発生しましたが、我々としてはどこかで整理をして、きちんとしたもので仕事をしないと間違えたままだと大変なので、時間をかけて1筆調査をしながら、整理しています。まだ現在進行形なのですが。そういった形でご理解をいただければと思います。
徳弘委員	今後、農振の中でもこういう所なら許可がおりるという事よね。
事務局	ただ、この分に関しましては、あくまで意見聴衆という形で、農業委員会にもきますし、のちのちは転用という形で農業委員会にかかると思います。
徳弘委員	〇〇〇さんの案件は許可して、他の人は許可しないじゃないので。農業委員として統一した考えでいいですよ？きちんとしたライン引きをしとかなないと、農地を守らないといけないので。
課長	事務局としても、そのあたりを含めながら、私も農林振興課の課長ですので、農振関係についても併せて、平行してきちんとしたものを作ろうと思っています。今後、こういう事のないようにやりますので、ご理解を頂きたいと思います。
会長	他にはないですか？ 事務局より説明がありましたが、何かありましたら、事務局へ連絡して下さい。法律的には問題がないという事で。 他に何かご質問はありますか？ 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>賛成多数で可決という事で、許可することに決定いたします。 あとは、事務処理でなにかあったら、その都度上げていただきたい と思います。</p>
野村係長	<p>あの一つ提案をさせてもらってもいいですか？農振の除外の関係 で、事前協議の時に農業委員会の同意を得る、という事がございま すので、今後、農業委員会でこういう案件が出た場合には農林振興 課もこちらに同席させていただいて、内容の説明をさせていただき たいと思います。よろしいでしょうか？事前協議の同意、意見聴衆 という事で参加させていただきたいと思います。よろしくお願いま す。</p>
全 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>それでは、今日の議題に入りたいと思います。 議案第 38 号についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字入野字尾亀原・・・ 畑 2,818 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) 無償</p>
坂元委員	<p>対価が無償って。</p> <p>この△△△さんが○○○さんの娘さんです。高岡で△△△さんの旦那さんが畜産をしています。今回、娘に生前贈与をしたいとのこと でご自分の仕事も農業なので規模拡大したいということで申請があ がっています。</p> <p>場所が■■■から入っていった所で、畑が耕作してあります。</p>
会 長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手 を求めます。</p>

	<p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 396 m² (申請理由) 規模拡大 (対価) □□□万円</p> <p>場所はちょうど中学校の前になります。鳥居の脇の田です。くぼ地になりますが、いずれ宅地になるかもしれません。</p>
坂元委員	△△△さんって農業をしているの？
事務局	農地は持っています。牛も持っています。
会 長	<p>以上のようなですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>3 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字大窪・・・ 田 2,915 の内 978 m² // ・・・ 田 2,506 m² 計 3,484 m² (申請理由) 規模拡大 (期間) H29. 10. 1～H39. 9. 30 (賃借料) □□□円</p> <p>ハウスが建ってしまして、日向夏とみはやを、栽培するみたいです。</p>
岡元委員	賃借料は全部で□□□円？

事務局	全部で、1年で□□□円です。ハウス込みです。
前平委員	元々は、△△△さんがしているハウスで、そこを息子の名前にするみたいです。
谷上委員	でも、〇〇〇さんの土地でしょ？
事務局	土地だけ〇〇〇さんのだけれど、上のハウスは自分達で建てています。あくまでも〇〇〇さんは土地だけです。 土地だけ借りるということです。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。
事務局	4 番 (譲 渡 人) 〇〇〇 (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字割付・・・ 畑 312 m ² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□□万円
前平委員	地図で見ると、家の真ん中の土地なの？
事務局	そうですね。この△△△さんの家も一緒に買われるという事で、家と農地とを購入されるみたいです。
会 長	道路があるか？
事務局	道路が非農地で上がってきています。進入路が畑になっておりまして、進入経路がここしかないようです。

<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字入野字下原・・・ 畑 530 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□□万円</p>
<p>会 長</p>	<p>この畑は雑種地ではないよね？</p>
<p>花田委員</p>	<p>くぬぎか何かはあったと思いますが。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字北俣字愛宕下・・・ 畑 1,508 m² (申請理由) 新規就農 (期 間) H29.10.1～H30.9.30 (賃 借 料) □□□万円</p> <p>△△△が青年就農給付金をもらってしまして、その関係もあるのですが、期間を1年間にしている、1年後に生前贈与をする形をとります。</p>

会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第 39 号の農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(申 請 者) ○○○</p> <p>(申 請 地) 綾町大字北俣字八反ヶ丸・・・ 田 51 m²</p> <p>(申請理由) 進入通路用地</p>
岡元委員	これは、先月かにあがってこなかったかな？
事務局	あれとは違います。あれは、非農地でした。あれとは別です。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第 40 号の農用地利用集積計画についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>(譲 受 人) ○○○</p> <p>(譲 渡 人) △△△</p> <p>(申 請 地) 綾町大字北俣字愛宕下・・・ 田 893 m²</p> <p>(申請理由) 規模拡大</p> <p>(対 価) □□□万円</p>
岡元委員	この辺に田があるの？
事務局	地目は田ですけど。現在は果樹園です。

岡元委員	現在はみかん畑？
事務局	<p>△△△さんが、大分前に売っています。手入れもしていないようです。前持ち主の、△△△さんにも息子さんにも、連絡を入れているのですが、話をするのも厳しいようです。ここは、〇〇〇さんが買ってくれたので、いいのですが、残りの斜面の所など、買いたいという人もいたのですが、その後来られないので、話は途切れたかと。すでに土地が荒れています。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2番・3番・4番まで関連があります。</p> <p>(譲 渡 人) 〇〇〇 (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字南俣字遠目塚・・・ 畑 2,227 m² (申請理由) 農地売買等事業 (対 価) □□□千円</p> <p>(譲 渡 人) 〇〇〇 (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字南俣字遠目塚・・・ 畑 3,082 m² (申請理由) 農地売買等事業 (対 価) □□□千円</p> <p>この土地を、△△△さんが借り受けを致します。 (申請理由) 規模拡大 (期 間) H29.11.21～H34.9.20 (対 価) □□□千円</p> <p>公社の農地売買になりますので、5年後に△△△さんが買付をされます。</p>

岡元委員	この件につきましては、△△△さんから連絡がありまして、2枚の畑を買ってくれないかという話がありましたが振興公社の話はされませんでした。
前平委員	今日見に行ったのですが、ニラと人参がきれいに植えていて、上のほうは草山だったのにきれいに切っていました。
事務局	その、下の段が〇〇〇さんという方が作られているみたいです。上の草藪のところは、▲▲▲さんの土地らしいです。 そのニラとか人参ですかね。▲▲▲さんの息子さんで□□□君というのですが、□□□君が、できるならばすぐにその土地をどいてくれといっているみたいです。ですので、どこか代替地を見つける指導はしたのですが。
会 長	それは、作物がなっていて、すぐにどいてくれというのもね。収穫後に戻すように手配をした方がいいのでは？その△△△さんという人はどこにいるの？
事務局	尾立です。
徳弘委員	どいてくれと言われているのを、事務局がカバー出来るかどうかですが。
事務局	△△△さんに代替地を紹介したいのですが、錦原の方に空いている土地がないので、難しいですね。相対というのが難しいです。
会 長	相対というのは、期限は切っていなかったの？
事務局	無償で使ってもいいみたいでした。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。

事務局	<p>5 番 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字水洗・・・外7筆 田 5,071 m² (期間) H29.12.1～H39.11.30 (対価) □□□千円</p> <p>この田をどなたに貸すかは、県の公社なので農業委員会で審議はしませんが、一応、■■■さんが借りられるみたいです。</p>
徳弘委員	<p>今も■■■さんが作っているよね。</p>
事務局	<p>これも相対だったと思います。一度、公社を通して正式に契約を結ばれたみたいです。ただの貸借です。</p>
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>6番・7番・8番・9番・10番・11番、一気に説明します。 (譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字二反田・・・田 2,080 m²内 1,100 m² (期間) H29.10.1～H36.1.31 (対価) □□□千円</p> <p>この土地を■■■さんが借り受けいたします。</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字二反田・・・田 2,080 m²内 980 m² (期間) H29.10.1～H36.1.31 (対価) □□□千円</p> <p>この土地を■■■さんが借り受け致します。</p>

	<p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字二反田・・・ 外2筆 田 3,910 m²</p> <p>(期間) H29.10.1～H35.9.30</p> <p>(対価) □□□円</p> <p>この土地の 320 m²だけを■■■■さんが借り受け致します。</p>
徳弘委員	これは、面積のわりに値段が高いと思うけど、お互いに納得して貸し借りをしているの？
事務局	ここは、ハウスのリース料も含めてです。反当5万円ぐらいです。
徳弘委員	新規就農者が勉強するためでしょう。
事務局	はい。▲▲▲さんと■■■■さんが研修で使っていたのですが、そのままここを作られるという事です。
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次をお願いします。</p>
事務局	<p>12番</p> <p>(譲渡人) ○○○</p> <p>(譲受人) ▲▲▲</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字中水流・・・ 外2筆 田 2,648 m²</p> <p>(期間) H29.9.1～H31.4.30</p> <p>(対価) 10a/□□□千円</p> <p>これは、先月、△△△から□□□に生前贈与しているのですが、ここはまだリースが残っておりまして、農協を通してリースしている関係で、持ち主から農協に貸して、農協から△△△さんが借りると。面倒なのですが、名義が変わったので、こういう方法しかないとい</p>

<p>会 長</p>	<p>う事です。農協とは契約が続いているので、そのままという事です。この契約も、平成 31 年 4 月 30 日で終わります。</p> <p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 つぎは、農地法の適用を受けない土地の証明について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(申請者) ○○○ (申請地) 綾町大字北俣字割付・・・ 畑 85 m² (申請理由) 長年、宅地への進入路として利用されていた</p> <p>先程、議案に上がっていましたが、○○○さんの家と農地を△△△が買われます。その時、割付 2045-4 (畑) 85 m²が畑として使用されておらず、家や畑の進入路として使われておりましたので、非農地申請が出されました。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p> <p>次回の定例会ですが、11 月 27 日 (月) 13 時 30 分から開会します。よろしくをお願いします。</p>

この議事録は、平成 29 年 10 月 26 日開催の第 10 回農業委員会の議事録に相違

ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 日高 和代

議事録署名委員 上村 正行